

阿波市子ども読書活動推進計画 〔第三次推進計画〕



阿波市観光大使 あわみちゃん

令和8年3月

阿波市教育委員会

目 次

第1章 第二次推進計画期間の成果・課題

1 第二次推進計画策定後の情勢変化	1
2 第二次推進計画の成果	2

第2章 第三次推進計画の基本的な考え方

1 計画の策定趣旨	6
2 計画の基本方針	7
3 計画の期間	7
4 計画の対象	7

第3章 子どもの読書活動推進のための具体的方策について

1 家庭における子どもの読書活動の推進	8
2 地域における子どもの読書活動の推進	8
3 学校等における子どもの読書活動の推進	11

第4章 子どもの読書活動の普及啓発活動

1 普及啓発活動の推進	13
2 推進体制の整備	13

資料

子どもの読書活動の推進に関する法律	14
-------------------	----

■ 第 1 章 第二次推進計画期間の成果・課題

1 第二次推進計画策定後の情勢変化

第二次阿波市子ども読書活動推進計画の期間中、子どもの読書活動を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症の影響や急速なデジタル化などにより大きく変化しました。まず、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、学校の臨時休業や市立図書館の休館・利用の制限等が行われ、子どもが図書館や学校図書館で本と出会う機会は一時的に大きく減少しました。一方で、「おうち時間」の増加により家庭での読書時間が増えた子どももあり、読書習慣の二極化が進んだことが懸念されます。また、GIGA スクール構想の進展等により、1人1台端末の整備やオンライン学習が進み、子どもが画面上の文字情報に触れる機会は大幅に増加しました。その一方で、紙の本を用いてまとまりのある文章をじっくり読み、考えを深める機会は相対的に減少していると考えられます。紙の本の良さを生かしつつ、電子書籍など ICT も適切に活用するバランスの取れた読書環境づくりが課題となっています。

さらに、スマートフォンやゲーム等の普及、共働き世帯の増加や地域コミュニティの変化により、家庭や地域で本と触れ合う機会が十分に確保できていない子どもも見られます。一方で、阿波市では、学校や図書館、地域ボランティア等による読み聞かせや読書イベントなど、地域の力を生かした取組が継続して行われており、家庭の状況にかかわらず読書機会を保障するうえで重要な役割を果たしています。

国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」等では、読書活動は学力の向上のみならず、豊かな人間性や「生きる力」を育む基盤として位置付けられています。また、すべての子どもが本に触れ合うことができる環境整備の重要性が示されています。

これらの情勢の変化を踏まえ、第三次阿波市子ども読書活動推進計画では、第二次推進計画の成果を継承しつつ、コロナ禍後の社会や情報化の進展、家庭・地域の変化など新たな状況に対応し、学校・図書館・地域・家庭が連携して、誰一人取り残さない子どもの読書活動の一層の充実を図ることを目指します。

2 第二次推進計画期間の成果

【認定こども園】

園児の好きな絵本やおすすめの絵本を展示するなど、園児が自ら絵本を手にとることができる環境づくりに取り組んでいます。

また、毎月絵本を購入して家庭に持ち帰る取組により、各家庭における読み聞かせのきっかけづくりにもつながっています。



【小・中学校】

小・中学校においては、一斉読書の時間を設けるなど、日常の学校生活の中に読書の時間を位置付ける取組を進めており、児童生徒が落ち着いて本と向き合う時間を共有することで、読書を大切にする学校文化の醸成が図られています。また、児童生徒自身が「好きな本」や「おすすめの本」を紹介・展示する活動で、友達同士で本を勧め合う機会が生まれ、新たな本との出会いにもなっています。

《文部科学省 令和3・7年度「全国学力・学習状況調査」より》

(質問) 学校の授業以外に、普段(月曜日から金曜日)1日当たりどれくらいの時間、読書を読みますか(教科書や参考書、漫画や雑誌は除く)

※10分以上読書をしている児童生徒の割合

	令和3年度		令和7年度	
	阿波市	全国	阿波市	全国
小学校	62.3%	61.2%	60.7%	53.2%
中学校	61.4%	50.1%	50.7%	40.4%

【市立図書館】

市立図書館においては、平成17年度からブックスタート事業を実施し、乳児健診等の機会を活用して絵本を手渡すとともに、読み聞かせの体験や読み聞かせの意義について保護者へ伝える取組を行っています。また、学校の図書室整備支援として書架整理、本の修理、配本、選書・除籍のサポート、読み聞かせなどにより、学校における読書環境の充実を支援しています。これにより、児童生徒が利用しやすい学校図書館づくりに寄与しています。さらに、「としょかんまつり」の開催により、子どもから大人まで幅広い世代が参加し、本や図書館に親しむ機会が提供され、イベントや体験活動を通じて、図書館が「本を借りるだけでなく、学びや交流を楽しむ場」であることが発信されています。

また、館内には「りんごの棚」を設置し、図書館職員がおすすめする本やテーマ別の本を分かりやすく紹介することで、子どもが自ら本を選び、これまで手に取ったことのない本と出会うきっかけづくりを進めています。令和6年度には公式インスタグラムを開設し、情報を発信することで日常的に図書館情報に触れられる環境づくりを進めています。

りんごの棚



学校図書館整備支援



◆市立図書館の児童サービスの状況◆

(冊)

年 度	阿 波	市 場	土 成	吉 野	合 計
R2	21,911	16,520	15,569	12,459	66,459
R3	39,075	21,065	31,936	16,924	109,018
R4	39,027	19,330	37,341		95,698
R5		33,131	37,864	16,433	87,428
R6	36,697	21,924	32,353	15,003	105,977

※吉野笠井図書館改修工事のため休館（R4.10～R5.3）

※阿波図書館大規模改修工事のため休館（R5.6～R6.3）



【ボランティア】

市民ボランティアグループによる認定こども園、小・中学校での読み聞かせ活動が継続的に行われており、子どもたちが物語を聞き、本の世界に親しむ機会が充実しています。教職員以外の地域の大人が関わることで、子どもにとって本との出会いが多様化するとともに、地域ぐるみで子どもの成長を見守る環境づくりにもつながっています。

また、中高生を対象とした YA ボランティア（主に図書館などで中高生が読書推進や図書館の運営をサポートするボランティア活動）では、おすすめ本の POP 作成や特集コーナーづくり、書架整理などに取り組み、若者自身が図書館活動の担い手となっており、中高生が同世代に向けて本を紹介することで、新たな本との出会いが生まれるほか、企画や表現を通じて主体性やコミュニケーション能力を育む場にもなっています。

【放課後児童クラブ】

市立図書館等から一括貸出を受け、ほとんどのクラブが一斉読書活動を実施しており、これにより、学校の授業時間外である放課後にも、子どもが落ち着いて本と向き合う時間が確保され、読書を日常の生活の一部として位置付ける取組が進んでいます。また、一部のクラブでは、必読書・推薦図書等の情報を掲示したり、指導員等による読み聞かせやブックトークを行ったりすることで、子どもが自分に合った本を選びやすくするとともに、新たな本との出会いにもなっています。

■第2章 第三次推進計画の基本的な考え方

1 計画の策定趣旨

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、社会全体で積極的にそのための環境の整備を推進していくことは重要であります。

国においては、「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年法律第154号)に基づき、令和5年3月に第五次計画となる「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定、県においても、令和6年10月に第五次推進計画となる「徳島県子どもの読書活動推進計画」が策定されました。

本市においても、国や県の基本計画を踏まえ「阿波市子ども読書活動推進計画」を概ね5年ごとに見直しを行っています。

令和2年度に策定した市の第二次推進計画では、第一次推進計画と同様に、乳幼児期から、子どもの実態に応じて、子どもが読書に親しむ活動を着実に推進することとする基本方針に基づき、子どもが主体的に読書活動に取り組むことができるよう、ハード・ソフト両面からの環境整備に努めてまいりました。

市の第三次推進計画では、国・県の計画の趣旨や社会の変化や子どもの読書環境を取りまく情勢の変化等も踏まえて、今後の施策の方向性を示し、子どもの読書活動の推進を図ります。

2 計画の基本方針

第三次推進計画では、子どもの読書活動の意義や重要性について市民の理解と関心を高め、第二次推進計画と同様に、家庭、地域、学校、図書館などの社会教育施設、民間団体等が連携し、子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむことができるよう、次のことを基本方針とします。

- (1)子どもが発達段階に応じて、読書習慣を身に付けるよう読書環境の整備と充実に努めます。
- (2)家庭・地域・学校・図書館等の連携を推進し、子どもが読書に親しみ、読書を楽しむ機会の提供に努めます。
- (3)子どもの読書活動推進に対する理解と関心を深めるために、情報の提供と啓発に努めます。

3 計画の期間

推進計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。ただし、計画の期間中であっても必要に応じて計画の見直しをします。

4 計画の対象

推進計画の対象は、主に0歳からおおむね18歳までの子どもとします。

■第3章 子どもの読書活動推進のための具体的方策について

1 家庭における子どもの読書活動の推進

家庭は、子どもの生活の基本の場であり、子どもが本と初めて出会う場でもあります。そのため、子どもの発達段階に応じて、読み聞かせをしたり、図書館に出かけたりするなど、工夫して子どもが読書に親しむきっかけをつくることが重要です。

市立図書館はブックスタート事業として、乳児健診に訪れた乳児とその保護者を対象に絵本を手渡し、絵本の読み聞かせやおすすめの絵本の紹介を行っています。絵本を開く楽しい体験とともに、家庭における読み聞かせの楽しさや読書の重要性について理解を深め、読書活動が各家庭で定着できるよう、引き続き保護者に働きかけていきます。

2 地域における子どもの読書活動の推進

【市立図書館】

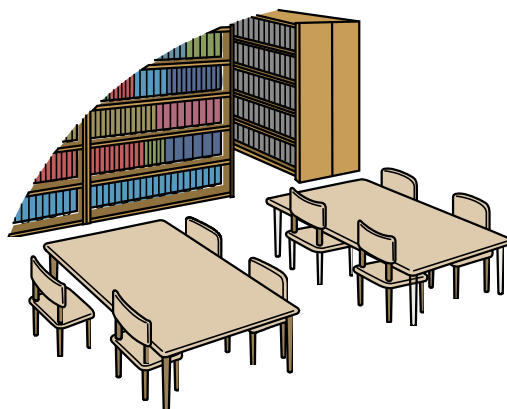
図書館は、子どもにとって、自分の読みたい本を多くの中から自由に選び、読書の楽しみを知るとともに、調べ学習などの課題解決ができる場であり、その主体的な学びを生涯にわたって支える場でもあります。また、保護者や学校、子どもの読書活動を推進する関係団体にとっては、子どもに読ませたい本を選び、子どもの読書について専門的な知識をもった司書に相談できる場でもあります。

市立図書館は、幅広い児童書を約10万冊所蔵しており、ネットワークにより全館の蔵書を検索することができます。また、令和5年度からインターネット予約が開始され、事前に図書館で申し込み申請を行うと、阿波市4館の資料をパソコン・スマートフォンなどから予約が可能となりました。引き続き、多様化したライフスタイルに対応し、子どもが本にアクセスしやすい環境整備を進めていきます。

また、「としょかんまつり」をはじめ、地域団体や文化サークル、ボランティアとの協働による催しを行い、本の貸出にとどまらず、朗読会やコンサート等の文化プログラムを展開し、子どもから大人まで幅広い世代が図書館に集い、読書や文化芸術に親しむ機会を提供しています。

読書バリアフリーイベントでは、地元高校生と連携し大活字本や音声資料等の紹介を通じて、誰もが読書に親しめるための展示や体験活動を行っています。さらに、学校の図書室整備支援として、書架整理、本の修理、また読み聞かせなどを継続して行い、学校図書館の環境整備と読書活動の充実を支援しています。こうした取組により、市立図書館は、地域や学校と連携しながら、子どもの読書活動を支える地域の拠点としての役割を果たしています。

また、学習室の利用を目的として来館する中高生が、学習の合間に気軽に本に触れられるような空間づくりに取り組んでいます。これからも学生のニーズに応えられるよう、レファレンス相談やアンケート等で寄せられた声を反映しながら、学習支援と読書支援を一体的に行えるよう進めていきます。



【ボランティア】

地域における子どもの読書活動を支えるためには、読み聞かせ等のボランティア活動を継続していくことが重要であり、その担い手となる人材の確保と育成が求められます。また、読書団体やボランティア団体と連携・協力しながら、活動内容やノウハウを共有し、地域全体で子どもの読書活動を支える体制の強化を進めていきます。

【放課後児童クラブ】

放課後児童クラブでは、ほとんどのクラブで一斉読書の時間を設けており、学習が終わった児童が自発的に読書に取り組める環境が整えられています。

一方で、自分の好きな本や関心に合う本になかなか出会えない児童も一定数おり、多様な本を充実させたり本の選び方を支援するなど、個々の興味に応じた読書機会をつくるための取組を進めていきます。

3 学校等における子どもの読書活動の推進

【認定こども園】

乳幼児期に絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像しながら本を開く楽しさが味わえるよう園において絵本や物語に親しむ活動の充実が求められています。また、園児や保護者に対して読み聞かせの大切さを啓発するとともに、子どもが絵本に触れる多様な機会を提供する役割も期待されています。

認定こども園においては、園での読み聞かせや絵本の持ち帰りの取組とあわせて、参観日等を活用し、絵本の役割や読み聞かせの効果、家庭での関わり方などについて保護者に働きかけを行っています。引き続き、親子で一緒に本を読む時間が子どもの言葉や感性の発達、親子の絆づくりにつながるよう努めます。

【小・中学校】

学校は、子どもが一日の多くの時間を過ごす場として、朝の読書や一斉読書などを通じて、日常的に本に親しむ時間を保障する役割を担っています。

また、学校図書館や学級文庫を活用し、国語科をはじめ各教科や総合的な学習の時間と関連付けながら、物語の読書のみならず調べ学習や情報活用を含めた「読む力」を育成することにより、学力や生きる力と結び付いた読書活動を推進していきます。

①小学校

小学校においては、児童が日常的に読書に親しむことができるよう、各校で工夫を凝らした取組を進めています。全校で一斉読書を実施しているほか、読書週間にあわせて読書に関する行事等を行うなど、読書への関心や意欲を高める機会を設けています。また、ほとんどの学校が市立図書館等からの一括貸出を活用しており、教室や図書室において、児童が身近に本に触れられる環境づくりを進めています。その結果、隙間時間を使って自ら進んで本を手にする児童も増えてきています。

一方で、家庭における読書の時間や習慣づくりについては、さらなる啓発が必要となっています。読書量には児童間で大きな個人差が見られ、習い事やゲーム・スマートフォン等に充てる時間が多く、十分な読書時間を確保しにくい児童も少なくありません。

学校での一斉読書や読書行事の充実、市立図書館との連携による魅力ある蔵書の提供に加え、家庭と連携した読書週間の定着を一層図ることにより、一人ひとりの児童が読書に親しむ時間を確保しやすい環境づくりを進めていきます。

②中学校

中学校においては、国語科の授業において、授業冒頭に教員による読み聞かせを行うほか、ビブリオバトル（参加者がおすすめの本を持ち寄り5分間で紹介し合い、最も読みたくなった本を投票で決める取組）でおすすめの一冊の紹介活動を通じて、生徒同士が本の魅力を伝え合う機会を設けることで、読書への関心や意欲の向上が図られています。

また、図書委員会が中心となって学級図書の入替えを行うなど、身近な場所に本がある環境づくりにも取り組み、教室等でも本に触れやすい状況が整いつつあります。一方で、図書を借りる生徒には偏りが見られ、多くの生徒が継続的に図書室を利用しているとはいえない現状があります。加えて、部活動等との関係から図書室の開館時間の確保が難しいことや、利用している生徒においても、読む本のジャンルが特定の分野に偏りがちなことが課題となっています。

授業内外の読書活動と図書館活動との一層の連携を図りつつ、生徒が利用しやすい開館体制の工夫や、さまざまなジャンルの本との出会いを促す展示・紹介等を充実させることで、多くの生徒が幅広い資料に親しむことができる読書環境の整備を進めていきます。

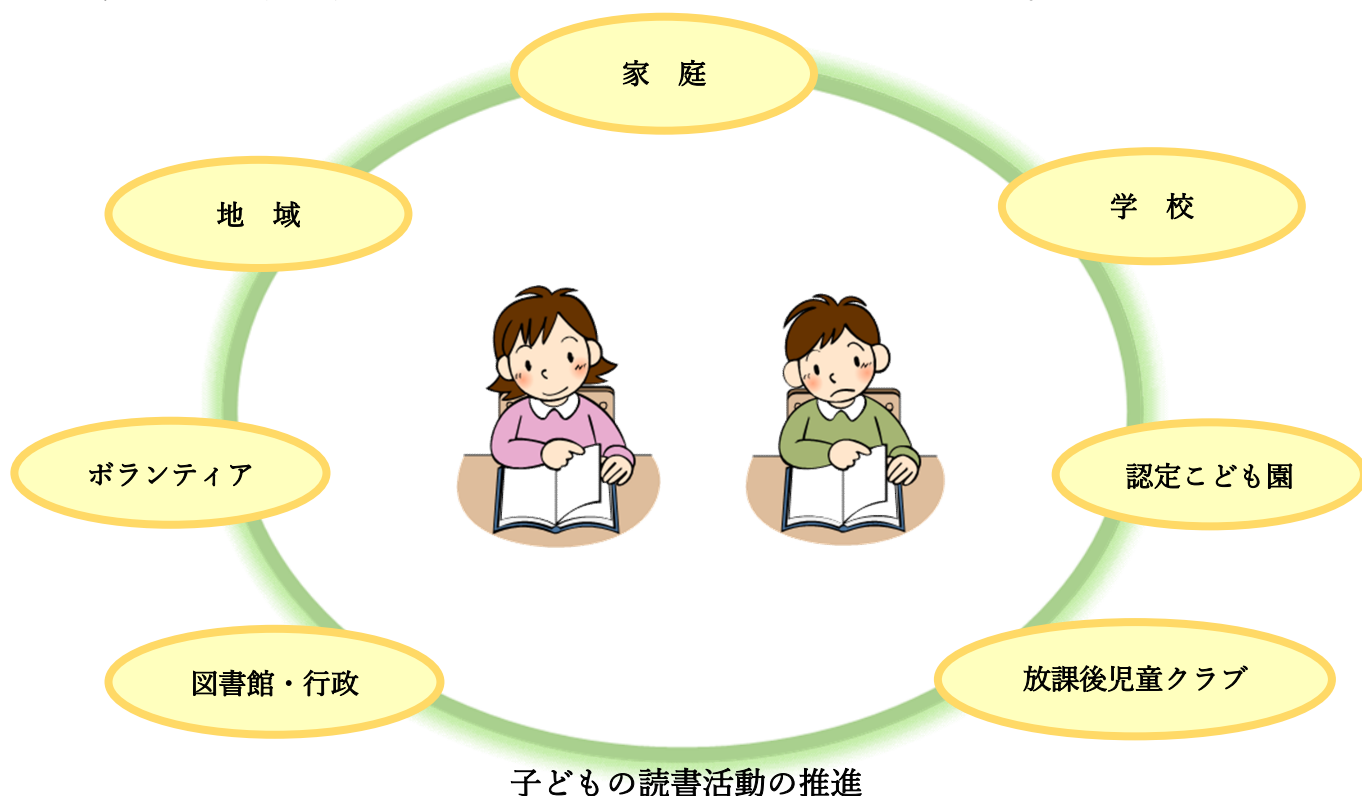
■第4章 子どもの読書活動の普及啓発活動

1 普及啓発活動の推進

市立図書館では、令和5年度から阿波市4館の館内刊行紙「かわらばん」をリニューアルし子ども向けを含むおすすめ本や各館で実施するイベント情報を掲載することで、子どもや保護者が本や読書活動に出会うきっかけづくりに努めます。あわせて、令和6年度からはInstagramを開設し、イベントの様子や新着本・おすすめ本など、視覚的にもわかりやすい情報発信を行っています。引き続き、幅広い世代が読書に親しむためのきっかけとなる情報発信に努めます。

2 推進体制の整備

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、子どもが本や読書にふれる機会を増やし、また発達段階に応じた自由な読書活動ができるよう、家庭・地域・学校・ボランティア・図書館・その他関係機関がそれぞれの役割に応じて連携・協力し、地域全体で読書活動の取組が行われるよう努めます。



資 料

○子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）

（目的）

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関との連携強化）

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子

どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、4月23日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

～衆議院文部科学委員会における付帯決議～

政府は、本法施行にあたり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもが健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

阿波市子ども読書活動推進計画

[第三次推進計画]

令和8年3月

阿波市教育委員会 教育部 社会教育課